

**飼い主のいないねこの管理マニュアル
(試行版)**

平成 21 年 3 月

静岡県厚生部生活衛生室

目次

I	マニュアル作成にあたって	
1	はじめに	1
2	考え方	1
3	概要	2
II	ねこからの被害に関する苦情を受けて	
1	状況調査	3
2	飼い主のいるねこへの対応	3
3-1	飼い主のいないねこへの対応	3
3-2	地域での合意形成	4
3-3	TNR活動の手順	4
3-4	保護したねこを新しい飼い主に譲渡する場合	6
III	参考	
1	ボランティア登録	7
2	ねこの特性	7
3	飼いねこの適正飼育	8
4	TNR活動	9
5	地域ねこ	9
6	被害を受けない対策	9
IV	飼い主のいないねこ活動の実例紹介	10

I マニュアル作成にあたって

1 はじめに

ここ5年間に、保健所へ寄せられた犬やねこに係る苦情・相談件数を見ますと、「ねこの苦情・相談（⑮3,562⇒⑯4,632、増1,070件）」は、犬（⑮7,274⇒⑯7,848、増574件）に比べて件数は少ないものの、犬の約2倍の速さで増加しています。

昨年度、犬やねこを引取った後、やむを得ず殺処分した頭数（9,028頭）が、統計を取り始めてから初めて1万頭を割り、本県の殺処分頭数は着実に逡減してきているものの、その内訳はねこが7,631頭（85%）で、全国でも毎年多い方から10指に入る状況にあります。更に、「ねこの殺処分」を詳しく見ると、その約8割は「飼い主のいないねこ」でありました。

こうした中で、昨年度策定しました静岡県動物愛護管理推進計画（以下「推進計画」という。）では、取組方針を「飼い主責任の徹底」、「人と動物の安全と健康の確保」、「地域活動の充実」と定め、それぞれの数値目標に「殺処分頭数」、「苦情相談件数」、「ボランティアグループ数」などを掲げ、動物の愛護と管理を推進する様々な施策を展開するとしたところであります。

このため、殺処分頭数や苦情の件数の減少を図ることを目的に、今までの殺処分から、「生かし、増やさない」施策への転換を図る中で、県等は推進計画に基づき、飼い主責任の徹底として動物愛護教室や飼い方教室等のあらゆる機会において終生飼育や繁殖防止の普及啓発を実施するとともに、動物の遺棄・虐待に対しても、罰金が科せられる犯罪行為であることを周知してまいります。

こうした殺処分を減らす取組の中で、大きな課題である飼い主のいないねこ対策を進めるため、県、市町、地域住民及びボランティアと協働して対策を実施する「飼い主のいないねこの管理マニュアル」を作成いたしました。

このマニュアルに沿った対策がすべての地域によって実施されることを強く願ってやみません。

マニュアルの注意事項

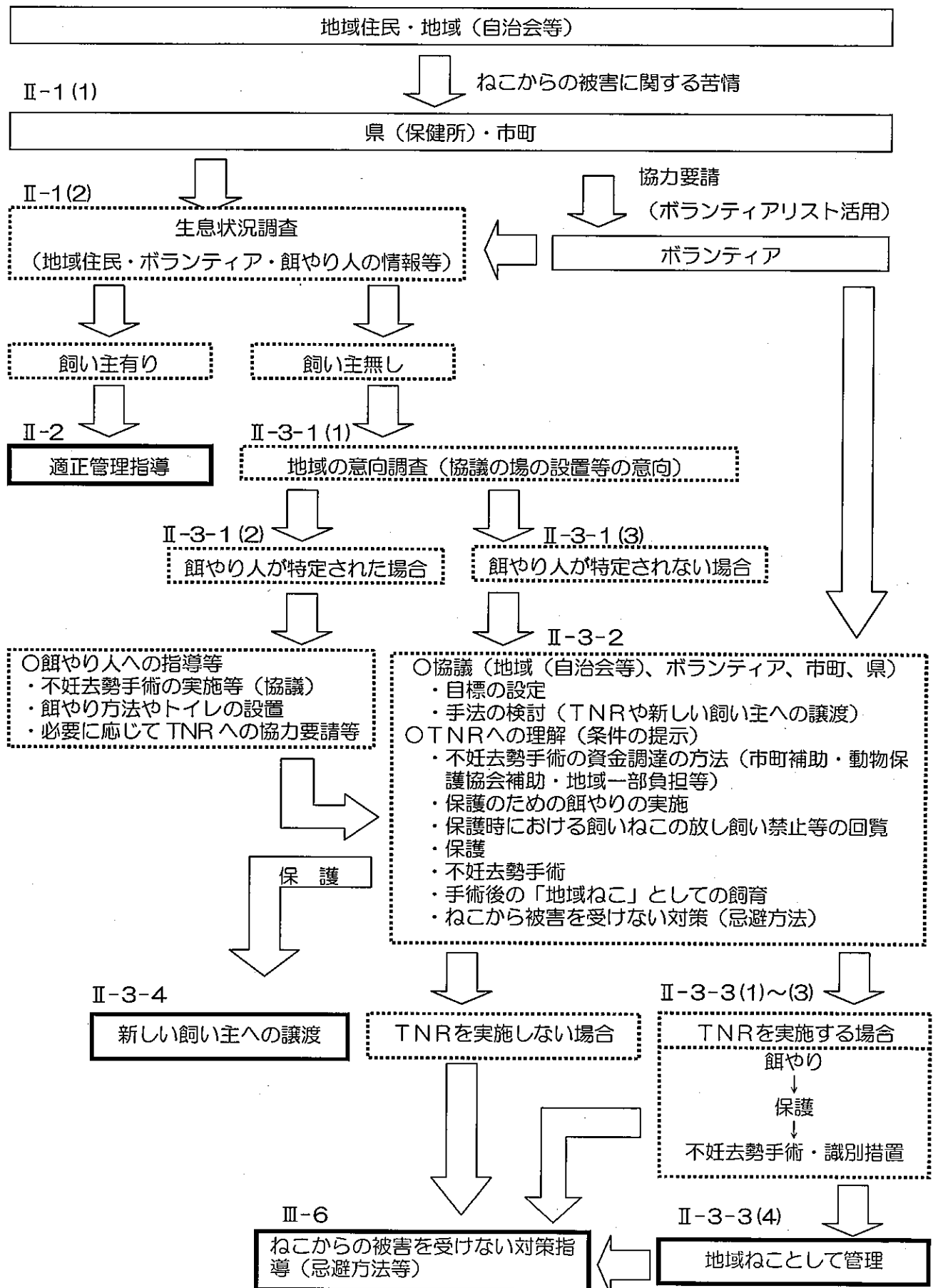
このマニュアルに基づく全ての対策の実施にあたっては、県（保健所含む）、市町、地域住民、ボランティアの協働が必要であります。現状においては、全ての市町にボランティアがいる状況ではなく、今後、本県の動物愛護管理推進計画の中でボランティアの育成を図っていくことを計画しています。

2 考え方

本マニュアルは、「静岡県動物愛護管理推進計画」に基づき、次の考え方の上で立てて作成しました。

- (1) 飼い主のいないねこの命の尊厳を守ること。
- (2) 県、市町、地域住民及びボランティアが協働して飼い主のいないねこ対策に取り組むこと。

3 飼い主のいないねこの管理マニュアル試行案の概要



Ⅱ ねこからの被害に関する苦情を受けて

1 状況調査

ねこからの被害に関する苦情を受けて、この解消を図るためには、ねこの生息状況できるだけ正確に把握することから始めます。

(1) 県及び市町は、ねこからの被害について、苦情者から状況を聞き取ります。

(2) 生息状況の調査

① 県及び市町は、自治会、近隣住民、ボランティア等に協力を仰ぎ、ねこの状況（飼い主の有無、頭数）を聞き取り等の方法で調査します。

② 各々の地区・エリアには多くの場合、餌やりをする人（以下「餌やり人」という。）がいます。餌やり人が特定できた場合には、自治会等から聞き取ったねこの情報を餌やり人に確認するとともに、より詳細な雌雄等の情報を調査します。

（注意事項）

- ・地域住民からの聞き取り及びボランティアからの情報等によりこの餌やり人を特定しますが、餌やり人が地域住民とは限らず、遠方の人であったり、早朝や深夜に餌やりを行う等、条件によっては特定できない場合もあります。
- ・餌やり人を批判するのではなく、まず十分に話を聞き、今後、飼い主のいないねこの対策を行うにあたって、Ⅱ-3-1(2)に示すルールに沿ったねこの管理の一端を担ってもらう等の理解を求めます。

2 飼い主のいるねこへの対応

状況調査により飼いねこが苦情の原因と判明した場合は、近隣への迷惑を防止するため、飼い主に対して県及び市町が屋内飼育と不妊去勢等の適正管理指導（Ⅲ-3参照）を行います。

この場合、飼いねこの適正管理の啓発チラシ等を地域で回覧すればさらに効果的となります。

3-1 飼い主のいないねこへの対応

飼い主のいないねこへの対応は、地域に住む人全体の問題であるという共通認識のもと、県、市町、地域住民、ボランティアが一体となって解決を図る必要があります。

(1) 地域の意向調査

県及び市町は飼い主のいないねこ対策の方法を、自治会長等に説明するとともに協議の場の設置や地域の協力が得られるか等の意向について打診します。

(2) 餌やり人が特定された場合

餌やりにより、不妊去勢手術を行っていないねこが集まってしまうと、無用な繁殖の原因となるので、県及び市町は、餌やり人にこれ以上ねこが増えないための不妊去勢手術の実施や譲渡、近隣の方に迷惑がかからない、餌やり場所への配慮、置き餌を

しない、食べ終わった後は掃除をする、餌やり場とトイレを設置する等のルールを併せて指導します。

また、地域でのTNR活動等の実施を想定し、あらかじめこの活動の目的等を説明するとともに、必要に応じて協議の場の設置について具体的な日程の調整を行い、この場への参加を求めます。

(3) 餌やり人が特定されない（いない）場合

県及び市町は、次の3-2「地域での合意形成」以降のTNR（Trap Neuter Return）活動等の対策について、自治会長等に説明し、協議の場の設置等具体的な日程の調整を行います。

（Trap＝保護 Neuter＝不妊去勢手術 Return＝元のテリトリーに戻る）

3-2 地域での合意形成

(1) 地域住民、ボランティア、市町、県の協議

地域の意向調査で、協議の場の設置をする意向が示された場合、市町及び県は協議する場を設けます。

(2) ボランティア等への協力依頼（ボランティアのいる市町に限る。）

市町及び県は、社団法人静岡県動物保護協会に登録（登録方法はⅢ-1参照）したボランティアに協議の場への出席を依頼し、この地域での対策の実施について助言や協力を求めます。

(3) 目標の設定

多くの場合、ねこの数が増え過ぎて問題が起きていることから、対策の結果として、ねこの数が減っていくことが見えないと、被害を受けている人の理解や協力は得られません。このため、協議の場では、目標を設定することが住民の理解を得るうえでより有効です。

(4) 手法の検討

協議の場では、ねこの繁殖を防止するためTNR活動への理解を求めるとともに、ボランティア等の助言を受け、調査内容を基にTNR活動や譲渡等具体的な方向を決定します。この決定にあたっては、次の3-3「TNR活動の手順」、3-4「保護したねこを新しい飼い主に譲渡する場合」を参考にします。

3-3 TNR活動の手順

地域で、TNR活動の実施の合意形成ができた場合の手順を示します。

(1) 不妊去勢手術の資金調達の方法

不妊去勢手術にかかる費用の捻出の可否は、TNR活動に取り組む際の大きな課題です。

- ① 「ねこの問題は地域に住む人全体の問題である。」という共通認識のもと、自治会等は、この活動を円滑に進める費用の一部を負担するため、募金、カンパ、バザー等による捻出方法を検討する必要があります。

なお、資金集めの活動をした場合は、詳細な記録と会計報告は欠かせません。

- ② 飼い主のいないねこに対する不妊去勢手術代の助成制度を導入している市町や社団法人静岡県動物保護協会の助成制度もあるので活用を検討します。

(2) 保護 (Trap)

① 保護のための餌やりの実施

飼い主のいないねこは警戒心が強いため、事前に餌やりをし、この時間帯に保護を行うことが効果的です。このため、地域住民には保護をするための餌やりであることを伝え理解を求めます。

なお、餌やり人がいる場合には、その者に協力を求めることが効率的です。

- ② 保護を実施する場合にあっては、誤って飼いねこを保護し不妊去勢手術をしてしまう恐れがあるので、自治会等は、事前に次の事項を回覧等により周知します。

- ・ 飼いねこの屋内飼育
- ・ 保護を行う場所
- ・ 保護を行う期間
- ・ 上記期間中に飼いねこがいなくなった場合の連絡先
- ・ ボランティア等が保護を実施すること

- ③ 保護は、主にボランティア（地域住民を含む）が実施します。

- ④ 保護の際、ねこがパニックを起こして暴れ、引っかかれたり、噛み付かれたりといった危険な場合があることを念頭に入れて、身を守るため長袖シャツや皮手袋等を着用します。

- ⑤ 保護の方法は様々ですが、一般的には捕獲器を使用することが多いようです。

(3) 不妊去勢手術

繁殖を防ぐ不妊去勢手術は、雌ねこのみに実施する場合と、雌雄ともに実施する場合があります。保護方法や地域の状況等を考慮して検討します。

(参考) 雄ねこを手術する場合

- メリット ・ 行動範囲が狭くなります。
・ 不妊手術をしていない雌ねこの繁殖を防げます。

デメリット ・ 外部から新たに侵入してくる雄ねこを追い払えなくなります。

- ① 飼い主のいないねこの不妊去勢手術は、ねこの保護が予定どおりいかないことや院内感染源となる可能性がある等、獣医師の負担も大きいようです。事前に、活動に理解のある動物病院へ協力を依頼しておく必要があります。

- ② 保護したねこの搬送は、主にボランティア（地域住民を含む）が実施します。

- ③ 保護は1回で完了しないため、不妊去勢手術を実施したねこ、未実施のねこの識別をする必要があります。識別する方法としては、V字カット、耳ピアス（ビーズ）、マイクロチップ等があります。活動に協力していただく動物病院にも相談して決定します。

- ・ V字カット

外部から容易に確認でき安価ですが、耳に傷を付けることから望ましくないといった意見があります。

- ・ 耳ピアス（ビーズ）

外部から容易に確認でき安価ですが、ピアスの穴が化膿したり4～5年で取れてしまう場合があります。

・マイクロチップ

体内に埋め込むため取れることがなく、不快感ありませんが、外部からの確認ができず、また手術費用もかかります。

(4) 手術後のねこの管理

TNR活動では不妊去勢手術後にねこがいなくなるわけではないので、その後の管理等をどうするか決めなくてはなりません。継続的な地域ねこ(Ⅲ-5参照)としての管理をする場合には、地域住民等で管理していく旨の合意が必要となります。合意が得られた場合には、次の事項に注意します。

① 餌を与える際の注意事項

- ・ねこの数が多い地域では、餌やり場所を分散させます。
- ・餌やり場所は、迷惑のかからないところを選びます。
特に、駐車場などは車に傷がつくなどの苦情の元になるため注意が必要です。
- ・置き餌は、悪臭等の原因となるため、地域の話合いによって食べさせた後は掃除をするなどのルールを作って管理します。
- ・残飯を与えた場合には、ねこのふん尿の悪臭を誘発し、また、ねこが人間の食べ物の味を知ることにより、ゴミなどを漁ってしまう場合もあるので、専用フードを与えます。

② トイレを設置する際の注意事項

ねこに係るふん尿の臭いや庭のいたずらを防止するためには、トイレの設置が必要です。

- ・トイレは餌やり場所の近くに設置します。
- ・ねこは、周りが囲まれた静かな場所や、やわらかい砂地等を好むため箱、砂等を用意します。
- ・定期的にねこうちパトロールなどをおこない、活動をアピールしていくとより効果的です。

③ 被害を受けない対策

飼い主のいないねこが減っていけば、被害は少なくなりますが、それには時間(飼い主のいないねこの寿命は一般的に4～5年程度と言われています。)がかかります。その間、ねこからの被害を受けないための対策を行います。(Ⅲ-6参照)

3-4 保護したねこを新しい飼い主に譲渡する場合

保護したねこを新しい飼い主に譲渡する場合は、特に次のことに留意する必要があります。

(1) 保護の方法

譲渡を目的とする保護は、原則的に、ねこに無用な警戒心を与えないために捕獲器等の使用は控えます。譲渡先の飼育に問題を生じさせないためにも、継続的な餌やりにより飼いねこに近い状態まで人に慣れさせてから保護します。

(2) 譲渡の方法

保護した後、「ポッチとニャンチの愛の伝言板」が設置されている市町にあっては、この伝言板を活用したり、自治会等の会員内で新しい飼い主を探したり、また、ボランティアに助言・協力をいただく等様々な方法で譲渡を実施します。

なお、譲渡にあたっては、新しい飼い主へ終生飼育等の適正管理（Ⅲ-3参照）のための情報提供をします。

Ⅲ 参考

1 ボランティア登録

飼い主のいないねこ対策に協力するボランティアは、事前に動物保護指導班（社団法人静岡県動物保護協会長）に別紙（P15参照）の申込書を提出してボランティア登録を行います。

動物保護指導班が、必要に応じてボランティア登録をした者を対象に飼い主のいないねこ対策活動についての研修（説明）会を開催します。

2 ねこの特性

飼い主のいないねこの管理を実施するにあたって、参考とするため、ねこの行動や生態等の特徴を掲載します。

(1) 行動範囲

ねこの行動範囲は一般に半径 2km 程度とされています。雌や去勢された雄の行動圏は狭くなります。

(2) 排泄

ねこはやわらかい砂地、それに似た場所を好んで排泄し、排泄後は埋めることがほとんどです。

(3) 繁殖

雌ねこは、ほぼ決まった時期に年2～3回の発情があり、交尾後排卵なので受胎率が高く、このため他の動物に比べて極めて繁殖率が高くなります。1回の出産では3～8頭（平均5頭）の子ねこが産まれます。

(4) 夜行性

昼間は寝ていることが多く、夜間に活動が活発化します。

(5) 鳴き声

発情期には、雌ねこの鳴き声に呼応して雄ねこも大きな声でうるさく鳴きます。

(6) マーキング

種特異的なフェロモンを環境中に残すことにより、自らの存在を同じ種他の個体に知らせるための行動で、なわばりを主張したり、交配相手を探したりするものです。

マーキングには、尿スプレー、顔や体のこすりつけ、爪とぎの3つがあります。

雄はなわばり意識が強く、特に雌の発情期には雄の活動範囲が広がり、ケンカも増えます。

3 飼いねこの適正飼育

(1) 屋内飼育

① 屋内飼育の必要性（メリット）

屋内飼育は、次のメリットがあることから、子ねこの時から徹底することが必要です。

- ・近隣への迷惑行為（いたずら、ふん）が発生しなくなります。
- ・飼い主のいないねこの繁殖を防止する効果があります。
- ・交通事故や感染症を防止します。
- ・他の動物とのケンカをすることがなくなります。
- ・近隣に迷惑をかけることがなくなり、ねこが屋外で他人に虐待されることもなくなります。

② 屋内飼育の留意点

- ・常に清潔なトイレを用意します。
- ・立体的な運動ができるように配慮します。
- ・ねこから遊びの要求などがあった場合できるだけ応えてあげ、スキンシップをとります。
- ・ガラス窓越しにねこが日光浴や気晴らしに外の景色が眺められる環境をつくりま
- す。
- ・屋内がねこにとって安全である環境をつくりま

(2) 不妊去勢

不妊去勢手術は、できれば初回発情前（生後6ヶ月前後）に行うことで、ねこへの負担も少なくなります。個体差がありますので、手術のタイミングは動物病院へ相談します。

① 不妊去勢の必要性

屋内飼育をし、飼いねこと飼い主のいないねことの交配、繁殖サイクルを絶つためには不妊去勢が必要です。

② 不妊去勢のメリット

- ・問題行動が抑制されます。（マーキング、異常な鳴き声の抑制、ケンカ、放浪）
- ・ストレスコントロールができます。
- ・発情がなくなるため、屋外への脱出による交通事故や感染症の脅威から守ります。
- ・雌ねこは早期の手術により乳がんの発生率が低くなります。

③ 不妊去勢のデメリット

- ・肥満になりやすい体質となります。

(3) 身元の表示

災害等に備え、個体識別のマイクロチップや首輪に迷子札等を装着して所有者明示をすることが必要です。

4 TNR活動

飼い主のいないねこを殺処分をするのではなく、繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていくことを目的とし、保護(Trap)し、不妊去勢手術(Neuter)を施して元のテリトリーに戻す(Return)活動のことです。

(注意事項)

- ・この活動には、必ず地域の合意形成が必要です。
- ・先進的な取組として一部地域で市町、地域住民、ボランティアが協働して実施し、効果を上げています。このTNRは様々な条件が整った中で実施可能な手法です。
- ・TNR活動が難しい地域としては、自治会等が機能していない別荘地域、海岸、公園等があげられます。

5 地域ねこ

地域住民等が、地域の実情に応じたルールに基づき適切に管理するねこのことです。原則として不妊去勢手術を受けているのでこれ以上増えることはなく、数年後には減っていきます。

6 被害を受けない対策

(1) 忌避剤の利用

自宅の敷地に入りにくくする対策として次のような方法がありますので、いろいろな方法で、何度も繰り返して行ってみてください。

- ・ハーブ類(レモングラスなど)を植える。
- ・ゼラニウムの鉢植えをおく。(葉が臭うので近寄らない)
- ・塩素系消毒薬を100倍に水で薄めてまき、空き缶等に入れて通路などに置く。
- ・コーヒー粕を撒く。

(その他、にんにく(細かく切ってまく)、唐辛子、みかん等かんきつ類の皮、どくだみ茶の茶殻、お米のとぎ汁等があります)

(2) 侵入防止用の器具等の利用

- ・大きな石を通路におく。
- ・ゴミをあさらないようにゴミに網をかける。
- ・網を張る。
- ・尖った小石を撒く。(足元が不快に感じる)
- ・枯れ枝(球根や種を守るのに効果的)
- ・ガムテープ(粘着面を外側にして通路等におく、塀や狭い場所に効果的)
- ・割り箸を通路や花壇等に立てておく。
- ・荷造り用の白い紐を蛇行させて庭に置き、蛇のように見せる。
- ・水を嫌うので、ホースでたっぷり水を撒く。
- ・水鉄砲等(できるだけ人の姿を見せないように水をかける。自然現象にみせること)

- ・市販の忌避剤（雨の時や長時間は期待できないが短期で効果あり）
- ・ねこよけシート（庭や花壇、入られては困る場所に置く）
- ・センサー超音波

IV 飼い主のいないねこ活動の実例紹介

飼い主のいないねこ活動実例紹介

個人活動家 大川広治

12年ほど前、公園に捨てられていた6ヶ月ぐらいの下半身がマヒした子猫を保護して世話をしたのが全ての始まりです。私は、自宅で猫を飼っていたので、一匹ぐらい増えてもいいだろうと思い連れて帰りました。ところがこの公園では、次から次へと猫が捨てられていたのです。最初は気にもしなかったのですが、気がつけば35~40匹の猫達が公園をすみかとして近所にトラブルを起こし始めました。これは、大変なことになると思い、飼い主のいない猫達が、また不幸になってしまう猫達が、これ以上増えないようにと自費で不妊手術をする活動を始めました。いずれも元は人と生活していた猫達です。なんとか新しい飼い主を見つけ、自分の家もてるようにと新しい飼い主探しを行いました。資金面や仕事のこともあり、5~6年は公園にいる猫の数は思うように減っていきませんでした。貰われていく猫よりも捨てられる猫の数のほうが多いのです。また、この件では、自治会の協力を得るのに4年を費やす等苦労もありましたが、その後は捨てられる猫も減り、不妊手術した猫も増えて12年後の現在では公園にいる猫は6匹となりました。

こうした成果は私一人の力で得たものではありません。御理解・御協力くださった皆様、特に不妊去勢手術等にあたって多大な御協力をいただきました動物病院の方々には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

<活動を始めて・・・>

- ① 自分のやっている事を迷惑と思う人は当然出てきますし、動物そのものが嫌いな人も当然いるのはわかっていました。しかし、妨害や猫への攻撃、自分への嫌がらせはすさまじいものがありました。でも、なぜ猫達が悪く、捨てて行った人間はなんでもないのでしょか。批判する人々は、猫や自分を排除しようとします。でも、捨てた当人の事にはいっさい触れません。不思議です。
- ② 目の前が公園のため、フンの始末が大変でした。なんせ数が数ですから・・・・。朝と夜片付けましたが、仕事の都合もあり、片付けられない時もありました。あきらかに犬のフンと分かっているのに全て片付けていました。やがて理解者も現れ犬のフンは公園からなくなりました。
- ③ 公園にいる子供達と、猫の事やその他もろもろコミュニケーションを取る事で、かなりの情報も得ることができました。
- ④ お金には、本当に困りました。周りの人々から変人扱いされ、結構苦勞しました。

- ⑤ 捨てられて外では生活できない子猫が必ずいます。そのような子猫は自宅へ連れて行くしかなく自宅は猫だらけです。病気の子猫も同様に連れて行きました。一家で3交代で世話をしましたがかなりの慣れが必要です。親猫一匹の能力も人間にはないのです。このように子猫の世話は大変ですが、貰い手が見つかる可能性はかなり高いようです。
- ⑥ とにかく、生きている動物達の命を何とと思っているのか？と思わせる事件は山ほどあります。人と動物達がうまく共生できることを願っています。

飼い主のいないねこ活動事例紹介

NPO法人捨て猫をなくす会

代表 鈴木 美晴

私達は、富士・富士宮の公園に捨てられて繁殖した猫が、カラスの餌食になっていたことや、心無い人達から苛められ傷ついてゆくのをみるにみかね、保護できるものは家に連れて帰り、里親を探すといった活動から始まりました。現在ではNPO法人を設立して公園等で繁殖してしまった猫達の不妊去勢手術や里親探しを行っています。

しかし、このような活動をしていても、捨てる人は後を絶たず、捕まらない猫は繁殖して増えてゆき、保護の餌付けがかえって捨て猫を増長したり、これは悪循環なのではないか?といった問題に直面しています。

やはり、捨てられる猫・飼い主のいない猫を減らすためには、生まれてくる子猫を減らすしかありません。つまり猫に不妊去勢手術をするしかないのです。「猫を外に出すな」といっている訳ではありません。

「かわいそう」と思い、猫に餌を与えている人達には、猫の保護者であるということを感じてもらい、また「不妊去勢手術をしてください。」といった啓蒙活動を推し進めています。また、市民から寄せられた猫に対する苦情・相談に対しては、地域(町内)の方々と餌を与えている人との話し合いの機会を設ける役割を担うだけでなく、有効と思える事例を紹介・提示するといったファシリテーター(調整役)も果たしています。猫とは、なんら関係のなかった人達が、猫の糞尿で迷惑するといったことは、いくらご近所といってもなんとかしてもらいたいものです。食べ物がないければ猫はどこかへ行ってしまう。しかし、餌をやってしまった人も、その人がその猫をどこからか拾ってきたのならまだしも、いったいその猫はどこから来たのでしょうか?私達にその猫を勝手に捕まえて殺す権利があるのでしょうか。このような提議から話し合いは始まります。

KCSC掛川猫サポーター倶楽部
会長 杉山 巖

倶楽部は2006年4月に設立されました。その設立のきっかけは、一人の獣医師の「のら猫を何とかしてあげたい」という長年の熱い思いから始まっています。

市民からの陳情で「のら猫問題」の相談に、その獣医師を訪れた市議会議員との出会いから組織化が具体化していったものです。発起人のお二人は1年を掛け、「地域猫」を研究、調査され、団体を組織できる！との結論に達したのです。「のら猫問題は我が町の環境問題のひとつである。」との観点から、猫を擁護するかたと被害を受けて困っている方の中間支援のできる団体をめざし、設立されたものです。

設立当初から行政との協働を一番に考えてきました。掛川市は「市民活動を支援し、多くの市民団体をつくろう」という立場の市であることから、非常にラッキーなスタートであったと言えます。設立の年は、「市民活動団体推進モデル委託事業募集」の初年度と重なりました。その委託事業に応募し、「活動主旨、方針、具体的活動計画」のプレゼンテーションの結果、委託事業団体の第1号に選考されたのです。事業費もいただき、活動は行政との協働であるというお墨付きもいただけたことは、地域への説明、出前講座と呼んでいる小学校への「正しいねこの飼い方教室」への推薦など絶大なる信頼へとつながっています。さらに担当課である環境保全課とは、何度も、ことあるごとに相談を重ね、協力し合ってきています。小学校へも、地域へも環境保全課からのアプローチで、活動がスムーズに運びます。行政の前向きな姿勢と、協働は、『猫』という特殊で微妙な問題解決には欠かせません。

さらに『動物遺棄は犯罪である』ことは広く一般に知られていません。そして何より、このことがこの問題の根本的原因であるはずです。警察との連携も必要です。こちらも設立当初からお願いし、快く協力をしていただく約束をいただきました。動物虐待は、いずれ人間へ対象が移行すると危険ですので、調査をお願いすることもあります。

倶楽部の活動は以下の5つです。

① 「地域猫活動」

環境保全課に苦情があった地域で、内容にもよりますが、区長へ環境保全課から「地域猫という方法がある」とのアプローチをしてもらいます。話を聞いてみたいと言ってくださる区長さんのところへ、倶楽部からと環境保全課と同行で、「それらの飼い主のいない猫を処分するのではなく(今はそれもできないこともお話しする)不妊手術をして、その地域には戻すが、決してこれ以上生まれることがないので、やがて確実に数は減っていくこと」を時間を掛け説明し納得してもらいます。決して、倶楽部が猫側ではなく、「中間的立場である」こと、被害をいかに減らしていくのか真剣に話し合うことで、いままで5つの地域で納得していただき、捕獲、運搬、リリースをしてきました。今活動している地域では、えさやりさんが積極的にそのすべてをご自分でされています。これが理想的であると思っています。倶楽部は、便利屋ではないのです。

手術の必要性の啓発が大切な役割の一つです。同じ地域でこれからも暮らしていくご

近所同士です。こうした目に見える努力と誠意をみせることは絶対に必要であり、トラブルを防ぐ近道でもあります。ただ、最初から双方の話し合いは、感情の軋轢もあることから避けています。倶楽部が中間の立場に立ち、傾合いを見て、必要があれば双方の話し合いの場を設定しますが、倶楽部、行政が同席します。文句の言い合いの場ではなく、解決策を見いだす場でなければいけません。一番困難な仕事でもあります。設立からここまで、5地区で100匹以上の不妊手術をしてきました。

- ② 飼い主のいない猫に、不妊手術をしてくださる方にその手術費の一部を助成しています。
(不妊手術個人助成金制度)
- ③ 小学校への「出前講座」です。子猫をつれていき、温もりに触れてもらいながら命の大切さを考えてもらえる紙芝居やクイズの出前です。年間3回のペースです。
- ④ 活動資金を自ら捻出のためのバザーを年3回行っています。
- ⑤ 今年初めて大きなイベントとして『にゃんポジウム』と題して啓発のための講演会をしました。今後も啓発には力を入れていく予定です。

以上です。

ボランティア登録申込書

別紙

平成 年 月 日

(社) 静岡県動物保護協会長 様

住 所

氏 名

(団体の場合は団体名
及び代表者氏名)

連絡先電話番号

下記活動のボランティア登録を申し込みます。

記

1 登録する活動

登録の有無 (○を記入)	活動内容	活動の希望地域 (市町名)
	① 動物愛護教室の参加及び開催 ※	
	② 飼い方教室の参加及び開催 ※	
	③ 飼い主のいないねこの対策(TNR活動等) ※	
	④ 成犬譲渡活動 ※	
	⑤ 高齢者のお散歩サービス等の活動	
	⑥ 動物ふれあい訪問活動	
	⑦ ふん放置防止パトロール活動	
	⑧ その他の活動 ()	
	⑨ 被災動物救護活動	

※ 後日、研修(説明)会を受講するようお願いします。

2 情報の公開 (団体に限る)

インターネット等によるボランティア名簿等の公開について

掲載を了解する 掲載を了解しない

3 その他 (既に活動している個人・団体の方に記入をお願いします。)

(1) 活動実績

活動内容 (番号を記載)	活動地域 (市町名)	活動実績 (年間の活動回数や活動年数等を記入してください。)

(2) 団体の会員数 (団体で活動する場合に限る)

人

本マニュアルの策定に当たっては、県民、関係団体の代表等による「動物愛護管理関係マニュアル等検討会」で検討を行いました。

動物愛護管理関係マニュアル等検討会

飼い主のいないねこの管理マニュアル検討委員

(50音順、敬称略)

	氏名	所属名・役職名
1	相島 和久	社団法人静岡県獣医師会開業部会 副部会長
2	大川 広治	猫飼育ボランティア
3	岡本 祐理子	KCSC掛川猫サポーター倶楽部事務局
4	金子 義之	社団法人静岡県動物保護協会
5	鈴木 眞二	社団法人静岡県動物保護協会
6	鈴木 美晴	NPO 法人捨て猫をなくす会代表
7	山田 有仁	社団法人静岡県獣医師会開業部会 部会長

不明な点は、最寄りの保健所へ問い合わせてください。

県内保健所一覧

名称	所在地	動物愛護担当 電話番号	所管区域
賀茂保健所 (衛生薬務課)	下田市中531-1	0558-24-2057	下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町
松崎保健支援室	松崎町江奈255-3	0558-42-0262	松崎町・西伊豆町
熱海保健所 (衛生薬務課)	熱海市水口町13-15	0557-82-9115	熱海市・伊東市
東部保健所 (衛生薬務課)	沼津市高島本町1-3	055-920-2108	沼津市・三島市・裾野市・伊豆の国市 函南町・清水町・長泉町
修善寺支所	伊豆市小立野24-1	0558-72-2310	伊豆市
御殿場保健所 (衛生薬務課)	御殿場市竈1113	0550-82-1223	御殿場市・小山町
富士保健所 (衛生薬務課)	富士市本市場441-1	0545-65-2154	富士市
富士宮分庁舎	富士宮市豊町18-5	0544-27-1131	富士宮市・芝川町
中部保健所 (衛生薬務課)	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9283	焼津市・藤枝市・島田市・川根本町
榛原分庁舎	牧之原市静波2128-1	0548-22-1151	牧之原市・吉田町
西部保健所 (衛生薬務課)	磐田市見付3599-4	0538-37-2245	磐田市・袋井市・森町
掛川支所	〒436-0073 掛川市金城93	0537-22-3261	掛川市・御前崎市・菊川市
浜名分庁舎	〒431-0302 新居町新居3447	053-594-3661	湖西市・新居町

※ 相談は、土曜・日曜・祝日・祭日・年末・年始を除く 8:30~17:00

※ 保健所の所管区域は静岡市・浜松市を除く。

作成者 静岡県厚生部生活衛生室
連絡先 054-221-2347
作成年月 平成21年3月